

米国ドル建終身保険 米国ドル建終身保険(低解約返戻金型) 米国ドル建個人年金保険(19) 米国ドル建年金支払型特殊養老保険 米国ドル建特定疾病保障終身保険(低解約返戻金型) 米国ドル建介護保障付終身保険(低解約返戻金型)の 諸費用のお取扱いについて

当書面および保険証券は、金融商品取引法に定める「契約締結時交付書面」です。

「保険証券」等とともに大切に保管くださいますようお願いいたします。

※以下は、ご契約中にお客さまにご負担いただく費用となります。 ※詳細につきましては、「ご契約のしおり・約款」をあわせてご参照ください。

保険関係費用

お支払いいただく保険料のうち、その一部は保険契約の締結・維持、死亡保障などに係る費用等に充てられ、それらを除いた金額が積立金などで運用されます。また、ご契約後も定期的に保険契約の締結・維持、死亡保障などに係る費用等が控除されます。なお、これらの費用については、契約年齢などによって異なるため、一律には記載できません。

外国通貨の取扱いによりご負担いただく費用

保険料等を円で入金する場合の費用

●当社所定の為替レートには為替交換手数料(0.5円/1米国ドル:2020年3月現在*)が含まれております。

*将来変更される可能性もあります。

年金・保険金・解約返戻金を円でお受取りいただく場合等の費用

●当社所定の為替レートには為替交換手数料(0.01円/1米国ドル:2020年3月現在*)が含まれております。

*将来変更される可能性もあります。

年金・保険金・解約返戻金等を米国ドルでお受取りいただく場合の費用

●お取扱の金融機関により諸手数料が必要な場合があります。(金融機関ごとに諸手数料は異なるため、一律に記載することができません。詳しくは取扱金融機関にご確認ください)

●米国ドルでのお支払いにかかる手数料(当社からご契約者または受取人の口座に送金するための送金手数料)をお支払額より差し引くことがあります。(送金先金融機関により手数料は異なるため、一律に記載することができません。お受取り時に取扱金融機関にご確認ください)

年金支払期間中に年金で受取る場合にご負担いただく費用

(米国ドル建個人年金保険(19)・米国ドル建年金支払型特殊養老保険・保険金等の支払方法の選択に関する特約・介護保険金割増年金支払特約による取扱い)

年金開始日以後、受取年金額に対して1.0%(2020年3月現在*)を年金支払日の年金原資(米国ドル建年金支払型特殊養老保険の場合は積立金)より控除します。なお、米国ドル建年金支払型特殊養老保険の場合、主契約の年金額は費用控除後の金額となっています。

*将来変更される可能性もあります。

解約(減額)の際にご負担いただく費用(一時払商品・米国ドル建終身保険(低解約返戻金型)・米国ドル建特定疾病保障終身保険(低解約返戻金型)・米国ドル建介護保障付終身保険(低解約返戻金型)は除きます。)

契約日から経過10年未満かつ保険料払込期間中に解約(減額)された場合、解約日(減額日)の責任準備金額または積立金額から、経過年数または経過年数に応じた所定の金額(解約控除*)を控除した金額が解約返戻金額となります。

*解約控除の金額は契約年齢・性別・保険料払込期間・保険料払込方法(回数)・保険金額・年金額等により契約ごとに異なるため、その数値や計算方法を記載することができませんのでご了承ください。

お問い合わせ先

ジブラルタ生命コールセンター

受付時間 平日9:00~18:00 土曜9:00~17:00
(日・祝・12/31~1/3を除く)

- 一般のお客様 〈通話料〉^{ミナ}^{ジブ}^{ロック}
無料 **0120-37-2269**
- 教職員のお客様 〈通話料〉^{ミナ}^{キョウ}^{イク}
無料 **0120-37-9419**

ジブラルタ生命ホームページ

<https://www.gib-life.co.jp/>